



事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 2 5 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 担 当 課  
附 属 学 校 を 置 く 各 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を  
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条  
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 担 当 課

御 中

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 児 童 生 徒 課  
幼 児 教 育 課  
特 別 支 援 教 育 課

#### 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

政府においては、児童虐待防止のための更なる対策に取り組むべく、昨年2月8日に関係閣僚会議において、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定するとともに、同年3月19日には、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定したところです。

本対策では、学校や教育委員会等向けの虐待対応マニュアルを作成し、児童相談所及び警察で共有することとされているところであり、これを受けて文部科学省では、令和元年5月に厚生労働省及び警察庁等関係省庁の協力を得ながら「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表しておりましたが、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、令和2年4月から施行されたこと等を踏まえ、この度、改訂を行い、下記のとおり文部科学省ホームページに掲載しましたので、お知らせします。本手引きの活用にあたっては、令和2年1月に作成しました「学校現場における虐待防止に関する研修教材」も併せて御活用ください。

貴職におかれては、文部科学省ホームページに掲載した手引きについて自ら活用するとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては付属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた市町村担当部課にあっては所轄する学校に対して、活用の周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、本手引きについては、厚生労働省子ども家庭局及び警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添えます。

## 記

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)



(参考)

- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月 文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm)



(本件担当)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内3299)